

株券電子化小委員会の設置等について

取締役会(3月25日開催)の諮問(諮問事項:株式等の新振替制度(株券電子化)の実現に向けた対応等)に応じて、次のとおり「株券電子化小委員会」を設置する。

1. 検討テーマ等

株式、新株予約権付社債等の新振替制度の実現を目的に、実務処理及びシステム構築に必要となる要件を検討し、基本スキームの策定を行う。また、現行制度から新制度への移行に係る実務処理や手順等について検討を行う。

2. メンバー選定に当たっての考え方

機構参加者、発行会社及び名義書換代理人を中心に、株式等の実務に係る主要関係者から選出する。

委員は 26 名程度とする。

政策的課題及び既存実務との関係から、オブザーバー(金融庁、法務省、日本銀行、全国銀行協会、信託協会、日本証券業協会、日本経済団体連合会)を置く。

3. メンバー会社

藍澤証券、亜細亜証券印刷、資産管理サービス信託銀行、シティバンク、エヌ・エイ、新光証券、住友信託銀行、だいに証券ビジネス、大和証券エスエムビーシー、ドイツ証券会社、東京証券取引所、東京三菱銀行、東芝、日興シティグループ証券、日本証券金融、日本証券クリアリング機構、日本電信電話、野村証券、マネックス証券、みずほコーポレート銀行、三井アセット信託銀行、三井住友銀行、三菱重工業、三菱商事、三菱信託銀行、モルガン・スタンレー証券会社、UBS証券会社(以上26社、五十音順)

以 上